

未修者向け導入講座動画サンプルに関する補足説明

文責：酒井 圭

1 サンプル動画作成の趣旨

未修者教育改革として、全国の法科大学院生を対象とする動画教材の作成が検討されているところ、具体的な動画教材の一案として、未修者が法科大学院に入学した時点での導入学習（あるいは入学前の事前学習）に資する講義を提供することを提案したい。本来未修者とは、そもそも法律の学習経験のない者が想定されているため、法科大学院での学習をスムーズに進めるためには、導入段階で下記 2 及び 3 に提案する内容を学ぶことが有益であろうと考えるのが、その理由である。

各科目の講義そのものについては、各法科大学院のカリキュラムや隣接する科目間での調整など、共通動画の制作に至るまでには、検討しなければならない課題があるが、各科目の講義に入る前の導入的な講座については、学習初期段階の未修者が法律学を身に付ける初期段階において共通して学ぶべき事項に特化し、各科目の講義に委ねるべき事項には立ち入らない（入り口部分のみを科目を学ぶ意義を伝える趣旨から取り扱うのみとする。）という線引きの上で、比較的早期に制作を試みる事が可能と考えた。

以上のような観点から、動画教材制作に関する議論のたたき台として、委員間でイメージを共有する趣旨から、サンプル動画の制作を試みた。なお、サンプル動画の制作にあたっては、複数の研究者教員及び実務家教員経験者にご協力いただくとともに、未修者向けの導入講座等を設けている法科大学院のうち 5 校から資料提供を受け参考にさせていただいた。

2 導入講座の目標

未修者に以下のポイントを習得・実感させることを目指す。なお、サンプル動画に依拠し民事系科目を基礎とするが、下記①ないし③は、民事系に限らず、全科目に共通する要素として位置付ける。

- ① 法的思考の流れ
- ② 条文の読み方
- ③ 判例・学説を学ぶ意義・判例の基本的な読み方
- ④ 民事紛争の解決の流れ
- ⑤ 民事系科目を学ぶ意義

3 導入講座の構成

サンプル動画の制作にあたっては、未修者が具体的なイメージを持ちやすいよう事例問題を出題することを前提とした導入講座を想定し、この事例を基礎に講義を展開していく形式を選択した。

(1) 第 1 回 事例問題を考えてみよう（実体法を中心に）

問題 1 X は Y に対し、どのような請求ができるか。法的根拠を示して論じなさい。

- まずは生の請求（感覚的なところ）を，実体法上の請求に引き直すプロセスの中で，条文の意義を確認する。
- 条文から規範を抽出し，事実のあてはめを行う思考の流れを確認する。

問題2 Xの請求に対し，Yはどのような反論ができるか。

- 反対当事者の反論を想定することで，二当事者の対立構造の中でそれぞれの当事者のサイドに立って主張を戦わせる感覚を体験させる。
- 法的思考の部分を反復する。
- 法律的な争点には踏み込まず，「錯誤」の論点から判例を学ぶ意義に繋げる。

(2) 第2回 事例問題を考えてみよう（手続法を中心に）

- Xから依頼を受けた弁護士として，どのような解決方針を立てるか検討する。
 - ・実際の事件解決をイメージすることで，実務における訴訟の位置づけ（訴訟以外の紛争解決手段があること）を知る。
 - ・保全・執行など訴訟前後の手続にもごく簡単に触れ，実務をイメージした上で実体法・手続法の学習に臨めるようにする。
- 民事訴訟手続の具体的な流れを確認する。
- 弁護士は訴訟手続の中で実体法上の主張をどのように展開するのか？
 - ・実体法と手続法を俯瞰し，手続法の側面から実体法を学ぶ意義を伝える。
 - ・第1回で確認した法的思考が，訴訟上どのように書面に現れるのかを実感させる。
- 「証拠」の基本的な概念を確認する。
 - ・「事実の評価」が実際に裁判上どのようになされるのか，証拠の概念の入り口部分を教示する。これによって，「事実」に丁寧に着目して問題を分析する意識を持たせる趣旨。

(3) 第3回 条文の読み方

- 第1回的事例に即し，まずは基本的な条文の探し方・読み方を講義する。
- 条文の構造，条文に使用される用語の正確な用法など，条文をち密に読むために必要となる基本事項を整理する。

(4) 第4回 判例・学説を学ぶ意義

- 第1回的事例に即し，まずは，条文だけでは問題を解決できないとき，条文の言葉（文言）を解釈する必要があること，解釈にあたっての判例・学説の位置づけ，これらを学ぶ意義を講義する。
 - ※実体法科目を学ぶ意義にも繋げる。
- 判例の構成（どのような順序で何が書かれているか）。
- 事案と判例との比較の観点（「判例の射程」に関する入り口部分）。

4 補足

サンプル動画の作成にあたっては、便宜上民事系の事案を素材としたが、未修者の全体的な学習をスムーズにする観点から、同種の導入講座を刑事系・公法系についても制作することが有益と思料する。特に、各科目を学ぶモチベーションを保つことが、未修者が長期間にわたり学習を継続していくために必須であり、科目横断的に、法曹実務家（あるいは有資格者）としてのビジョンに繋がる形で、その科目を学ぶ意義を教示しておくことが重要と考える。

法科大学院によっては既に類似の導入科目を設置しており、特にこのような補助教材を必要としないということもあろう。しかし、未修者の合格率が低迷し続ける現状を見れば、このような補助教材の活用が期待される法科大学院があるという現状は否定できないものと思料する。このような補助教材を必要とする未修者に向けて、有益な講義を配信し、未修者全体の学力向上をサポートすることは、今後未修者コースで学ぶ学生にとって大きな一助になると思料する。さらに、動画教材等のコンテンツが配信されることにより、法科大学院全体が未修者教育の改善に真摯に取り組んでいることを示し、潜在的な未修コース志願者に対するポジティブなメッセージ発信に繋がることを期待したい。

最後に、導入講座の制作に際し、複数の教員から、導入講座を実施する過程での予習課題・復習課題の出し方についても併せて検討すべきであるという意見があったことをご紹介しておく。

以上